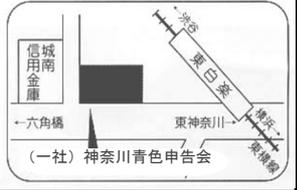


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 2-9-11 11号302F
 TEL 045-433-5221
 FAX 045-433-8403
 E-mail aoiro-k@sirius.ocn.ne.jp



第5回 定時総会が開催されました。



去る5月29日(月)午後3時から新横浜グレイスホテルにおいて第5回定時総会が開催され、当日出席者49名、委任状出席者2,048名、総数2,097名の出席をいただき鈴木神奈川税務署長をはじめ、多数ご来賓の皆様がご臨席されました。総会では、全議案審議の結果、原案通り可決承認されました。

議事終了後、退任されました3名の理事・監事の方に、永年会活動にご尽力いただいた功績に感謝の意を表し、名取会長から感謝状と記念品が贈呈されました。退任された役員は次の通りです。



加山二郎
 山邊照子
 田孝之
 本(敬称略)

続いて来賓を代表して、鈴木神奈川税務署長、山口神奈川県税務事務所長、二宮神奈川区長から御祝辞をいただき、第5回定時総会を閉会いたしました。今期も定時総会を開催するにあたり大勢の会員の皆様のご協力をいただき誠にありがとうございました。

総会終了後、理事会を開催し会長・副会長を選任いたしました。

- (懇親会にて 写真右から)
- 副会長 伊藤 公勝(新任)
 - 副会長 横田 恒夫(再任)
 - 副会長 名取 勲(再任)
 - 副会長 浅沼 貢(再任)
 - 副会長 仲戸川新三(再任)
 - 副会長 八木 正憲(再任)
- (敬称略)



以上、新メンバーにより一層会活動の充実に努力し、地域の皆様と税務当局に信頼される組織であり続けるために一生懸命務めさせていただきますので、今まで以上のご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

所得税及び復興特別所得税の

予定納税(第1期分)の納付をお忘れなく!

所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)
納付期間
平成29年7月3日～7月31日

● 予定納税とは

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。

● 納付する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。予定納税額及びその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

● 予定納税額の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、平成29年6月30日の現況で、平成28年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます(申請書は、国税庁ホームページに掲載しています。また、税務署にも用意してあります。)。第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成29年7月18日(火)までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください。税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

● 予定納税額の納付

振替納税を利用している方
 納期限(平成29年7月31日(月))に指定の金融機関の口座から自動的に引落しされます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

● その他の方

納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。第1期分の納付金額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続きについては、e・Taxホームページでご確認ください。

※これらの期限が土曜日又は日曜日に当たるときはその翌日が期限になります。

平成29年度 収支予算書

自：平成29年 4月 1日

至：平成30年 3月31日

(単位：円)

Table with 4 columns: 科目, 平成29年度予算額, 平成28年度予算額, 増減. Rows include 1 一般正味財産増減の部, 1 経常増減の部, 1 (1) 経常収益, 1 ①基本財産運用益, 1 ②受取入金, 1 ③受取会費, 1 ④事業収益, 1 (2) 経常費用, 1 ①事業費, 1 ②管理費, 1 経常費用計, 1 評価損益等調整前当期経常増減額, 1 評価損益等計, 1 当期経常増減額, 1 2 経常外増減の部, 1 (1) 経常外収益, 1 (2) 経常外費用, 1 当期経常外増減額, 1 租税公課 (法人税等), 1 当期一般正味財産増減額, 1 一般正味財産期首残高, 1 一般正味財産期末残高, 1 (うち基本財産充当額), 1 II 指定正味財産増減の部, 1 当期指定正味財産増減額, 1 指定正味財産期首残高, 1 指定正味財産期末残高, 1 III 正味財産期末残高.

平成29年度事業計画

I 基本活動

本会は健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図り、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、会勢拡大に努め組織の基盤を確立することを基本に事業活動を展開してまいります。また、今後の消費税率の引上げや軽減税率等様々な制度改正に柔軟に対応するための研究と情報発信に努め、信頼される会活動に向けて取り組んでまいります。

II 事業計画

1 税制指導に関する事業

- (1) 会計システムを研究活用し指導相談体制の充実を図り、減価償却計算書の配付を行い会員の適正申告と利便性向上に資するとともに積極的にe-Tax利用を推進する。
(2) 複式簿記普及のための講習会を開催し、「青色申告特別控除65万円」適用の推進と記帳水準の向上を図る。
(3) 記帳確認をはじめとした自己研さん運動を積極的に展開する。
(4) 新規青色申告者をはじめ新入会者の記帳指導に努める。

(5) 会計ソフト「ブルーリターンA」の利用普及を図り、経営・記帳の合理化を推進する。

(6) 各種制度改正をはじめ租税や経営に関する研修会を開催し、税務知識の普及を図る。
(7) 専門家による税務相談会を実施する。
(8) 職員の指導力向上のための研修の充実を図る。
(9) 事業主報酬制度の創設、個人企業のための事業承継税制の創設、納税事務手続の簡略化等を一般社団法人全国青色申告会総連合に協力し、税制改正運動を推進する。

2 組織の拡充に関する事業

- (1) 記帳帳簿等保存制度の対象者拡大に伴い、指導活動を通じてより一層の青色申告制度普及と入会勧奨を推進し、会員増強を図る。
(2) 税務署の青色コーナーに協力し、青色申告制度普及に努める。
(3) 役員研修会を開催し、支部・部会の活性化を図る。
(4) 青年部・女性部の充実・強化により後継者の指導育成を図る。
(5) 関係各官庁・友誼団体と相互連携・協調・交流を図る。

3 広報等に関する事業

(1) 会員に必要な税情報・経営情報等の広報活動を行い、健全な税務知識の普及を図る。

4 福祉厚生に関する事業

(1) 研修旅行等の実施、地域行事への参加で会員相互の親睦と交流を深める。
(2) 会員の生活安定の為、小規模企業共済、各種共済・保険の普及を図る。
(3) 生活習慣病健診の継続的な実施や保険の普及等、健康厚生事業を推進する。
(4) 専門家による法律相談会を実施する。
(5) 各種会員優待サービスの周知を図る。

5 会運営

- (1) 一般社団法人として制度に適応した運営を図る。
(2) 理事会、委員会部会等の各種会議を開催し、円滑な運営に努める。
(3) マインバターの適切な取り扱いと安全管理措置に努める。
(4) 事務局の充実発展のために諸施策を推進する。
(5) 会館取得及び事務局移転を検討する。
(6) 会財政基盤の健全化を図る。

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.6)

セルフメディケーション税制がはじまりました！！
領収証の合計が10万円未満でも、医療費控除が受けられる！？

Q ドラッグストアに、「薬を購入すると税金が戻ってくる」という内容の張り紙がありました。新しい税金の控除ができたのでしょうか？

A 病院で支払った治療代の領収証ではなく、薬代の領収証だけを対象とする医療費控除の特例ができました。予防接種や定期健康診断など、健康増進等の取組を行っている方が使える控除です。

Q 領収証(レシート)にはどんなことが書いてあればいいですか？

A ①商品名 ②金額 ③商品がセルフメディケーション税制対象商品であること ④販売店名 ⑤購入日 が書いてあれば控除の対象です。

Q いくらから申請できますか？

A 12,000円を超えた金額が控除の対象です。控除額の上限は88,000円です。

Q 申告するときに気をつけることはありますか？

A 今までの医療費控除と新しい特例の両方を併せて受けることはできません。どちらかを**選択**して適用することになります。

〇〇ドラッグストア
 < 領収証 >
 2017年6月15日(木)
 ★ 胃腸薬 1,980円
 ★印は、セルフメディケーション税制対象商品です。



平成29年1月の薬代の領収証から対象となっています。確定申告の手続きは来春です。今までの医療費控除では領収証が10万円を超えずに対象にならなかった方でも、新しい特例の対象となるかもしれません。

